

■これまでのわいせつ事案に関する取組の評価と今後の取組について

| 項目 | 概要 | 委員の評価・意見 | 今後の取組（案） |
|-----------------------------------|---|---|--|
| 1 通年で実施している取組 | | | |
| 不祥事ゼロプログラムの推進 (H18～) | ○ 県立学校においては、「児童・生徒に対するセクハラ、わいせつ行為の防止」を必須課題として、毎年度研修等を実施 | ○ 教職員の気づきとなる取組を毎年継続することが大切。 | 【継続実施】 工夫改善事項：検討がさらに深まるよう学校現場の状況に応じたプログラム作成方針を提示する。 |
| 行政事務調査・指導等の実施 (H11～) | ○ 教育局職員が、各所属を巡回して、児童・生徒との適正な連絡方法の遵守、教科準備室等の状況（死角ができていないか等）について調査・指導を実施（2年に1回） | ○ 教職員の気づきとなる取組を毎年継続することが大切。 | 【継続実施】 工夫改善事項：各学校における取組が確実に実施されるよう、必要に応じ調査項目を加える。 |
| 2 研修等について | | | |
| 階層別研修における不祥事防止研修 | ○ 教職員に対し、具体的なわいせつ事案なども取り上げ、遵法意識の徹底など、教育公務員として求められる行動や意識啓発について指導 | ○ 法令遵守だけでなく、子どもに対するわいせつな行為等が違法とされている法令の趣旨や子どもに与える深刻な影響などについて、踏み込んで理解をさせることが必要。 | 【継続実施】 工夫改善事項：児童に対するわいせつな行為を禁止している法令の趣旨、児童・生徒に与える深刻な被害の理解 等の要素を加える。 |
| 校長等による個別面談の実施 (H30.7～) | ○ 全教職員に対し、具体的なわいせつ事案に基づき、児童・生徒とのSNSの利用禁止等について、面接指導（リーフレット等活用） | ○ 校長が教職員の状況を直接確認することで、事案の重大化の防止になる可能性があるため、継続すべき。 ○ 面談を実施しているが、学校生活においては、特に問題はなく、未然に不祥事の兆候を察知することが難しい。 | 【継続実施】 工夫改善事項：不祥事の予兆や教職員の行動変化を見逃さないよう、専門家の分析を踏まえて、面接指導時の留意事項などを加える。 |
| 3 啓発資料等の作成・配付 | | | |
| 不祥事防止リーフレットの作成 (H30.7～) | ○ 具体的な事例を作成し、わいせつ事案を取り上げるなど、わいせつ事案防止に重点を置いた情報提供を実施 | ○ 法令遵守だけでなく、子どもに対するわいせつな行為等が違法とされている法令の趣旨や子どもに与える深刻な影響などについて、踏み込んで理解をさせることが必要。 | 【継続実施】 工夫改善事項：児童に対するわいせつな行為を禁止している法令の趣旨、児童・生徒に与える深刻な被害の理解 等の要素を加える。 |
| 不祥事の背景等の情報提供 (R元.9～) | ○ 懲戒処分（わいせつ事案を含む）に際して、教職員の理解のため、校長へ処分事案発生時の具体的な背景・経緯に関する情報提供 | ○ 事案が発生した具体的な背景などの情報提供があることで、教職員に対し、より具体性をもった指導ができています。 | 【継続実施】 工夫改善事項：不祥事に至る詳細な原因分析に基づいた教職員指導上のポイントなどを加える。 |
| 映像資料（DVD）による情報提供 (R元.10) | ○ 不祥事を自分事として捉えることができるように、盗撮事案を題材にした映像資料（DVD）を配付し、各学校で研修を実施 | ○ 映像資料はリアリティがあり、教職員の意識啓発に効果がある。 | 【継続実施】 工夫改善事項：新たな映像資料の貸出・配付などを検討する。 |
| 4 校内環境（ルール、施設環境）の整備 | | | |
| 児童・生徒とのSNS等利用の禁止の徹底 (H28.4～) | ○ 児童・生徒とのSNS等の利用禁止 ○ 児童・生徒の連絡先（携帯電話番号、電子メールアドレス）の適正な取得・管理方法の徹底 | ○ SNSは有効なツールだが、危険性をもっている。再度徹底して見直していくことも必要ではないか。 | 【継続実施】 工夫改善事項：これまで周知した内容について、Google Classroom等の利用を含め、禁止等をする趣旨等について、より具体的に示す。 |
| 児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の徹底 (H28.4～) | | | |
| 教科準備室等の適切な利用 (H30.7～) | ○ 教科準備室における自校女子生徒への不祥事の発生を踏まえ、その適切な利用について、密室化の防止、管理職による日常的な巡視、施錠管理等の対策を実施 | ○ 相談対応などは、複数により密室でない場所に対応することが必要。 | 【継続実施】 工夫改善事項：管理職による巡視の工夫、行政事務調査による確認の徹底を図る。 |
| スクールセクハラアンケートの実施 (H18～ (H25～毎年度)) | ○ 生徒及び教職員に対し、生徒が受けた被害の実態及び被害に対する生徒の具体的な対応、生徒が見聞きした被害の実態等についてアンケートを実施し、セクハラの実態を把握するとともに、事実確認及び被害に対応 | ○ 児童・生徒が被害を訴える機会となり、教職員に対する抑止力、状況を悪化させない歯止めになる。 | 【継続実施】 工夫改善事項：アンケート調査時に配付したリーフレット等を定期的に発信し活用する。啓発資料には、児童に対するわいせつな行為を禁止している法令の趣旨、児童・生徒に与える深刻な被害の理解 等の要素を加える。 |
| スクール・セクハラ相談窓口の設置 (H18～) | ○ スクール・セクハラ相談窓口（県立学校児童・生徒対象） ※専用窓口（県教委）、人権相談窓口（全校）に設置 ○ 教職員のセクシュアル・ハラスメント相談窓口（県教委） | ○ 児童・生徒が被害を訴える機会となり、教職員に対する抑止力、状況を悪化させない歯止めになる。 | 【継続実施】 工夫改善事項：ポスター、リーフレット等で窓口の周知・徹底を図る。 |
| 生徒及び教職員に対するセクハラ防止意識の啓発 | 【生徒】 ○ 啓発資料の作成・配付、アンケート実施時の啓発 ○ 相談窓口の連絡先が記載されたポスター掲示、カード配付 【教職員】 ○ スクール・セクハラ啓発資料の作成・配付 ○ アンケート結果を掲載した啓発資料の作成 | ○ 教職員や生徒に対し、セクハラなどに対する意識を啓発することが必要。 | 【継続実施】 工夫改善事項：アンケート調査時に配付したリーフレット等を定期的に発信し、活用。啓発資料には、児童に対するわいせつな行為を禁止している法令の趣旨、児童・生徒に与える深刻な被害の理解 等の要素を加える。 |
| 5 その他のわいせつ事案を抑止する取組 | | | |
| 「懲戒処分の指針」の改正等 (H30.11、R2.4) | ○ 教育委員会として、わいせつ事案にはより厳正に対処している実情を明記 ○ 自校児童生徒へのわいせつな行為、セクハラを原則として懲戒免職に限るとするなど、処分を厳格化 | ○ 罰則を厳しくしても、一部教職員に対しては抑止となっていない。 | わいせつ事案の発生状況等を注視し、必要に応じ改正を検討する。 |